



2026 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名	ジャパンM&Aソリューション株式会社 (コード番号：9236 東証グロース)
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 三 橋 透
問合せ先	管 理 部 長 小 坂 竜 義 (TEL.03-6261-0403)

**SBI 辻・本郷 M&A 株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結、
主要株主である筆頭株主、主要株主、その他の関係会社及び特定子会社の異動（予定）の
お知らせ**

当社は、2026 年 10 月 5 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、SBI 辻・本郷 M&A 株式会社（以下「STH」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で STH との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換については、2026 年 12 月 2 日に予定される当社及び STH の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

また、本株式交換の実行に伴い、当社が STH の株式を取得することにより、STH は当社の完全子会社となり、その資本金の額が当社の資本金の額の 100 分の 10 以上に相当するため、STH は当社の特定子会社に該当することとなり、当社の特定子会社に異動が生じることが見込まれるとともに、当社の主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

また、当社は、本株式交換後の商号を「JMA 辻・本郷株式会社」に変更する予定であります。商号変更については、本株式交換の効力発生日である 2026 年 12 月 4 日の直後に、2027 年 1 月 28 日開催予定の定時株主総会を予定していること、また、商号変更に伴う招集通知その他の各種書類の修正・準備、ロゴ、ホームページ、各種契約書類等の変更対応に一定の準備期間を要することから、2026 年 12 月 2 日開催予定の臨時株主総会には付議せず、当該定時株主総会に議案として付議する予定です。

1. 本株式交換の目的

当社は、中小企業の事業承継等の経営課題解決を行うことを中心とした M&A アドバイザリー事業を推進しております。最近では、事業承継だけでなく、原材料の値上がり、人件費の増加又は金利上昇などの影響で、先行き不安を感じる中小企業の M&A ニーズが拡大する中、当社は、金融機関や会計事務所等の提携先との関係を強化し、多くの中小企業の経営課題に対応するため、M&A 案件に取り組み、成約をしてきました。

STH は、辻・本郷グループ及び SBI グループとの連携を背景として、中堅・中小企業向けの M&A アドバイザリー及び事業承継支援を行っており、M&A の案件開拓及び実行に関する人材・ノウハウを蓄積しております。特に、辻・本郷グループの全国の顧客接点を活用した事業承継案件の開拓基盤は、当社がこれまで構築してきた金融機関・土業等の提携ネットワークと補完関係にあります。

当社は、本株式交換により STH を完全子会社化することで、両社の案件創出チャネル、買手ネットワーク、人材及び M&A 実行ノウハウを相互に活用し、案件創出力及び案件対応力を強化するとともに、管理・システム等の共通基盤の効率化を進めることにより、M&A アドバイザリーサービスの品質向上及び収益基盤の拡大を図ることが、中長期的な両社の企業価値の向上に資すると判断し、本株式交換を実施することといたしました。

以下に、本株式交換にあたり、その(1)背景、(2)狙い、(3)その他の効果について、詳細を説明させていただきます。

(1) 背景

① 当社ビジネスモデルの完成

当社は、2023 年 10 月に東京証券取引所グロース市場に上場しました。上場後約 3 年間で、上場で得た信用力を活かし、地方銀行（第 2 地方銀行を含む）・信用金庫・税理士/会計事務所を中心に提携関係構築を推進し、61 行の地方銀行、35 庫の信用金庫、312 の税理士/会計事務所等の土業と提携関係を構築することで、これらの提携先からの案件紹介により安定したアドバイザリー契約を獲得できる営業基盤を構築いたしました。また、「相談されたら断らない」という基本方針により、経営課題を抱えた多くの中小企業から相談を受けることができたことで、全国から M&A 案件が集まる体制を構築することができました。

さらに今期から推進している AI 化により、AI ロングリスト作成システムを構築し、過去から積み上げてきた買手データベースを活用し、買手探索力も圧倒的に強化することがで

きました。特に業種特化型 M&A では、飲食 M&A、歯科 M&A、就労支援 M&A を中心にその業界で圧倒的な顧客基盤を保有する企業と提携したことで、案件ソーシングや買手探索を効率的に行う仕組みを構築し、成約件数の増加を本格的に狙える状況になってきております。

この 3 年間で構築したビジネスモデルを最大限活かして、当社は来期からの 3 年間で、さらに事業拡大を加速していく方針です。

② 中期経営計画の目標達成

当社は、最終年度を 2029 年 10 月期とした中期経営計画において「成約件数日本一」及び「東証プライム上場」を掲げており、この目標を達成するためには、新たな施策を展開する必要があると感じております。上記①の通り、既に当社のビジネスモデルは構築でき、成長路線は築けたものの、更に事業拡大のスピードを上げるために、自らも M&A に取り組み、強い顧客基盤を有する企業や M&A 業務の対応力を強化できるようなノウハウや強みを持つ企業と一緒に事業拡大を行う必要があると考えておりました。

③ 中小企業の M&A ニーズの拡大

日本経済においては、資材価格の高騰、人件費の上昇又は金利上昇などにより、中小企業が置かれている経済環境が厳しくなっていると感じております。また、今までは、製造⇒卸⇒小売⇒消費者というサプライチェーンが一般的でしたが、最近では製造と消費者が直接取引する流れが進んでいると思われます。そのため、中小企業に「変革」が求められておりますが、強固なサプライチェーンに守られてきた日本の中小企業にとっては、「変革」を推進することは、とてもハードルが高いものであると思われます。当社が「安心して相談できる M&A 会社」という経営理念を掲げている理由は、経営課題を抱える中小企業や、変革を行わなければならないが難しい中小企業などに、是非当社に相談に来ていただきたいという思いがあるからです。

「M&A」をより多くの中小企業が利用できるように、当社が事業規模を拡大し、業務や人員のレベルを向上させることで、経営課題を抱えている中小企業の受け皿にならないと、日ごろから強く感じておりました。

(2) 狙い

当社は、本株式交換を実施することにより、各社の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、以下のシナジー効果の実現が期待できるとの判断に至りました。

① 対象会社の収益力

STH は、前期赤字となっていますが、安定的に辻・本郷グループからの案件を受託する体制が整えられており、足元の業績は安定して推移しております。また、不要なコストの削減を行うことにより、より安定した高収益企業になる可能性が高いと判断いたしました。

STH は、2026 年 4 月から 2026 年 8 月までの 5 か月間において、売上高 313 百万円、営業利益 87 百万円を計上しております。また、2026 年 9 月以降についても具体的な成約見込み案件を有しており、これらが見込みどおり成約した場合には、2027 年 3 月期通期の売上高は 8 億円超、営業利益は 3 億円超となる見込みです。

上記の売上高予想は、2026 年 8 月末までの実績及び同年 9 月以降の具体的な成約見込み案件等を基礎として算定しております。STH の案件は、辻・本郷税理士法人をはじめとする辻・本郷グループからの紹介案件が中心であり、この安定的な案件獲得基盤が STH の収益の安定性を支えております。

また、費用面では、当社との株式交換に伴い、(i) 役員及び従業員体制の見直しに伴う人件費、(ii) ダイレクト営業部門からの撤退に伴う費用、(iii) 株式上場準備に関連して発生していた監査法人等への支払報酬、(iv) 新規採用の停止に伴う人材紹介料、(v) 事務所の一部転貸による地代家賃、(vi) 人員減に伴う通信費・システム利用料その他の経費をコスト削減項目として特定しており、STH の 2026 年 3 月期の実績費用を基礎として、本株式交換後の体制見直し等により、年間ベースで 1 億円超の費用削減効果を見込んでおります。

当社が 2029 年 10 月期に東京証券取引所プライム市場に上場するためには「最近 2 年間の経常利益額合計 25 億円」という基準があり、これを 2027 年 10 月期及び 2028 年 10 月期の経常利益額合計で超える必要があります。そこで当社は、この基準をクリアする 1 つの施策として、本株式交換により、実態では収益力が高い STH を当社の連結子会社として加えたいと考えております。

当社は、当社単体の売上高及び利益も着実に伸びていることから、当社と STH の収益を合算することにより、2027 年 10 月期及び 2028 年 10 月期における経常利益額合計 25 億円が射程圏内に入ってきたものと考えており、本株式交換を上記の目標達成に向けた重要な一歩と位置付けております。

② 辻・本郷グループとの関係構築

辻・本郷グループの中核企業である辻・本郷税理士法人は、約 20,164 社（2025 年 12 月時点）の顧問先を持ち、全国に 83 か所の事務所、海外に 7 拠点（2025 年 12 月時点）を展開している日本最大の税理士法人であります。相続税申告件数 6,072 件（2025 年 12 月時点）という実績、また、会計・税務の専門家であると同時に、弁護士・社会保険労務士などを擁する専門家の融合体で、グループ内で連携し、法務・人事労務・M&A などさまざまな課題を解決することが可能です。また、医療・不動産・特殊法人などの分野にも強みを持っております。

当社は、この辻・本郷グループとの関係構築により、当社の M&A アドバイザリー契約件数及び成約件数を増加させたいと考えております。本株式交換により、当社が経営理念のように「安心して相談できる M&A 会社」であることを、辻・本郷グループの顧問先を中心に広く中小企業の皆様に認知していただき、そのお力となることで、当社の売上・利益の向上につなげていきたいと考えております。

③ SBI グループとの関係構築

SBI 証券は、SBI グループにおける中核的な金融サービス企業であり、SBI グループの証券総合口座数は 1,600 万口座を超えております。

当社は、SBI グループとの協働により、M&A アドバイザリー契約獲得、また AI を活用した M&A 案件の買手探索など、多くのビジネスチャンスを推進することができると考えております。

(3) その他の効果

当社と、辻・本郷グループ及び SBI グループの相互協力により、取引のない金融機関、税理士/会計事務所との提携、案件獲得が可能になると考えております。

また、両グループの顧客基盤は、当社の M&A 案件の買手としても機能すると考えており、AI を活用した仕組みでニーズに合った案件提案を行うことを、今後検討していく方針です。

辻・本郷グループは、会計・税務・法務・人事労務・事業承継の専門家を有しておりますし、SBI グループは証券、銀行、保険等の金融分野だけでなく、IT、AI などにも長け、日本金融のトップレベルの企業であると感じております。当社は、本株式交換により両グループとの接点を多く持つことにより、当社の従業員や提供する業務のレベル向上を図ることで、お客様にご満足いただけるサービス提供ができる会社を目指します。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会決議日	2026 年 10 月 5 日
本株式交換契約締結日	2026 年 10 月 5 日
本株式交換承認臨時株主総会基準日公告	2026 年 10 月 6 日
本株式交換承認臨時株主総会基準日	2026 年 10 月 20 日
本株式交換承認臨時株主総会決議日	2026 年 12 月 2 日（予定）
本株式交換の効力発生日	2026 年 12 月 4 日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続の進行その他の事由により、両社協議の上、変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、STH を株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換契約等に従い、本株式交換により当社が STH の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における STH の株主に対し、その所有する STH の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 452.63 株を割当交付します。

なお、当社が交付する普通株式（本株式交換比率 452.63 株に基づき算出される数（1,108,943.5 株）を基礎とし、1 株未満の端数を会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い処理した後の数とする予定です。）のうち、40,695 株は当社が保有する自己株式を充当し、残数は新たに発行する予定です。本株式交換により STH の株主に交付する当社普通株式数 1,108,943.5 株（端数処理前）は、2026 年 4 月 30 日現在の当社の自己株式を除く発行済株式数 1,478,605 株に対して約 75.0%に相当します。また、本株式交換以外による株式数の変動がないことを前提とした場合、本株式交換前の当社既存株主全体の持株比率は、本株式交換後、当社発行済株式総数の約 57.1%となる見込みです。また、本株式交換に伴い当社普通株式 1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他の関係法令に従い処理します。

	当社 (株式交換完全親会社)	STH (株式交換完全子会社)
商号	ジャパン M&A ソリューション株式会社	SBI 辻・本郷 M&A 株式会社
株式交換比率	1	452.63
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：STH 発行済普通株式総数 2,450 株に株式交換比率 452.63 を乗じて算出される数 (1,108,943.5 株) を基礎とし、会社法第 234 条その他関係法令に従い 1 株未満の端数を処理した後の数 (予定)	

(4) 単元未満株式及び 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなる STH の株主は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第 192 条第 1 項及び当社の株式取扱規程に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取請求等の制度を利用することができます。

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条の規定に従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて STH の株主に対して支払います。

(5) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債の取扱い

STH は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関に株式価値及び株式交換比率の算定を依頼するとともに、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。

独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）による株式価値及び株式交換比率の算定結果（当社株式 1 に対する STH の株式交換比率のレンジ：DCF 法 0.62～0.82、マルチプル法 0.72～1.02、総合評価ベースでは 0.62～1.02）、両社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、事業計画、収益力、将来見通しその他の諸要素を総合的に勘案し、慎重に協議・交渉を行った結果、当社の株式価値を 21 億円、

STH の株式価値を 15.75 億円とすることを取引上の前提とし (21 億円 : 15.75 億円 = 1 : 0.75)、当社株式 1 : STH 株式 0.75 を基本的な考え方として本株式交換比率を採用することが妥当であり、両社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと判断しました。当社の株式価値 21 億円については、赤坂国際会計による市場株価平均法、DCF 法及び類似上場会社比較法の各算定レンジ内に位置しております。また、STH の株式価値 15.75 億円については、赤坂国際会計による DCF 法及び類似上場会社比較法のいずれの算定レンジ内にも位置しております。当社及び STH は、いずれか一方の算定手法における特定の水準を機械的に採用したものではなく、これらの算定結果に加え、デュー・ディリジェンスを通じて確認した STH の足元の業績、成約見込み案件、コスト削減余地、正常収益力及び将来の収益見通し等を総合的に勘案し、15.75 億円を取引上の前提とすることが合理的であると判断しております。なお、上記の 21 億円及び 15.75 億円は両社が取引上の前提として採用した金額であり、赤坂国際会計が当社又は STH の株式価値を直接 21 億円又は 15.75 億円と算定したものではありません。これを踏まえ、当社及び STH は、STH 株式 1 株当たり to 換算した株式交換比率を STH 普通株式 1 株につき当社普通株式 452.63 株とすることを合意しました (理論交換比率は約 452.63418367 株です。)。本株式交換比率に基づき算出される交付株式の総数 (1,108,943.5 株) については、1 株未満の端数を会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い処理した後の数を最終的な交付株式総数とします (端数処理後の確定数は別途確定します。)

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社との関係

当社は、本株式交換比率の算定に際し、第三者算定機関として赤坂国際会計に、当社及び STH の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しております。また、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社及び STH から独立したかなめ総合法律事務所を選任いたしました。

なお、赤坂国際会計及びかなめ総合法律事務所は、当社及び STH の関連当事者には該当せず、当社及び STH との間で重要な利害関係を有しません。

② 赤坂国際会計による算定の概要

当社株式については、東京証券取引所グロース市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価平均法 (2026 年 10 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 か月、3 か月及び 6 か月の各期間の株価終値単純平均値を採用しております。)を採用するとともに、将来の事業活動の成果を株式価値に反映するため DCF 法を、比較可能な上場会社が存在することから類似上場会社比較法を採用

して算定を行いました。なお、当社の財務数値に関する事項については、2026 年 8 月末を基準としております。

採用手法	算定結果
市場株価平均法	1,754 百万円～2,216 百万円 (2026 年 10 月 2 日終値 1,499 円、1 か月平均 1,418 円、3 か月平均 1,259 円、6 か月平均 1,186 円)
DCF 法	2,019 百万円～2,253 百万円
類似上場企業比較法	1,709 百万円～2,196 百万円

STH 株式会社については、非上場会社であり市場株価が存在しないことから、将来の事業活動の成果を株式価値に反映するため DCF 法を採用するとともに、比較可能な上場会社が存在することから類似上場会社比較法を採用して算定を行いました。

STH は前期赤字であるため、提出された事業計画について、財務デュー・ディリジェンスを委託している株式会社古田土経営（以下「古田土経営」といいます。）による足元の業績、成約見込み案件、正常収益力及びコスト削減余地等の分析結果を踏まえ、実態を反映するための修正を行っております。古田土経営は当社の税務・会計に関する顧問であり、独立した第三者算定機関には該当しませんが、M&A 業務の内容精査に関する経験を有していることから、STH の実態修正作業に関する分析支援を行っております。独立した第三者算定機関である赤坂国際会計は、当該事業計画及び関連する財務情報等について一定の検証手続を実施し、赤坂国際会計が適切かつ妥当と考える前提条件に基づき、DCF 法による株式価値の算定を行っております。

- ・ 2026 年 8 月までの試算表を精査し、当初 5 か月間は売上・利益等の実績値に修正
- ・ 後半 7 か月間については、具体的な成約見込み案件を勘案し修正
- ・ 不要な費用の削減項目を挙げ、実現可能な項目をヒアリングにより確認し保守的に修正

STH は 2026 年 3 月期に営業損失を計上しておりますが、財務デュー・ディリジェンスの結果、当該損失には本株式交換後に継続しないと見込まれる人件費、業務委託費、地代家賃その他の費用が含まれていることを確認しております。また、2027 年 3 月期の進行期においては足元の業績が黒字で推移しているほか、具体的な成約見込み案件も確認しております。これらを踏まえ、当社は、直近期の損益のみではなく、正常収益力、足元の業績、成約見込み案件及び本株式交換後に見込まれるコスト削減効果等を総合的に勘案して、STH の将来収益力を評価しております。

2027 年 3 月期については、DCF 法の算定の前提とした事業計画において、売上高 639 百万円、営業利益 262 百万円を見込んでおります。これは、2026 年 3 月期の売上高 561 百万

円、営業損失 84 百万円から大幅な増益となる計画です。主な要因は、2026 年 8 月までの実績及び後半 7 か月の具体的な成約見込み案件の反映並びに本株式交換後に継続しないと見込まれる人件費、業務委託費、地代家賃等のコスト削減です。なお、上記 DCF 法の算定の前提とした事業計画とは別に、現在具体的に見込んでいる案件が予定どおり成約した場合には、2027 年 3 月期の売上高は 8 億円超、営業利益は 3 億円超となる見込みです。2028 年 3 月期以降については、辻・本郷グループからの安定的な案件獲得基盤を前提として、売上高及び利益が緩やかに増加する計画としております。

採用手法	算定結果
DCF 法	1,401 百万円～1,655 百万円
類似上場企業比較法	1,575 百万円～1,744 百万円
総合評価	1,401 百万円～1,744 百万円
上記算定結果を踏まえた 比率レンジ	DCF 法：0.62～0.82、マルチプル法：0.72～1.02 (総合評価：0.62～1.02)

(3) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、第三者算定機関に株式価値及び株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を踏まえて STH との間で慎重に協議・交渉を実施いたしました。

なお、当社は、赤坂国際会計から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとしてかなめ総合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社と STH との間には、現時点において記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。このため、特段の利益相反関係は生じていないと認識しておりますが、本株式交換の検討及び意思決定に当たっては、外部専門家によるデュー・ディリジェンス及び株式価値算定等を実施しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、株式交換完全子会社となる STH は非上場会社であるため、該当事項はありません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(当社：2026 年 4 月 30 日現在、STH：2026 年 9 月 2 日現在)

項目	当社 (株式交換完全親会社)	STH (株式交換完全子会社)
(1) 商号	ジャパン M&A ソリューション株式会社	SBI 辻・本郷 M&A 株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 8 号	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サピアタワー18 階
(3) 代表者	代表取締役社長 三橋 透	代表取締役 小林 堅悟
(4) 事業内容	M&A アドバイザリー事業、M&A 仲介事業、コンサルティング事業等	中堅中小企業の事業承継に係る M&A アドバイザリー業務及び M&A・事業承継に関するコンサルティング業務
(5) 資本金	263 百万円	50 百万円
(6) 設立年月日	2019 年 11 月 1 日	2022 年 4 月 28 日
(7) 発行済株式数	1,519,300 株	2,450 株
(8) 決算期	10 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	45 名 (2026 年 9 月 1 日時点)	23 名 (2026 年 9 月 1 日時点)
(10) 主要取引先	銀行を中心とした金融機関	辻・本郷税理士法人
(11) 主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行	みずほ銀行・きらぼし銀行
(12) 大株主及び持株比率	三橋 透 36.85% UH Partners 2 投資事業有限責任組合 7.66% 株式会社ディア・ライフ 7.63% (2026 年 4 月 30 日現在)	Hongo holdings 株式会社 67.6% 株式会社 SBI 証券 30.0% 土橋 道章 1.2% 時田 宗明 1.2% (2026 年 9 月 2 日現在)
(13) 当事会社間の関係	資本関係：該当事項なし 人的関係：該当事項なし 取引関係：該当事項なし	

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

項目	当社 2023/10	当社 2024/10	当社 2025/10	STH 2024/3	STH 2025/3	STH 2026/3
純資産（百万円）	597	702	584	115	111	49
総資産（百万円）	752	770	668	523	511	460
売上高（百万円）	752	602	654	455	701	560
営業利益又は営業損失 △（百万円）	176	△14	△56	87	7	△83
経常利益又は経常損失 △（百万円）	168	△14	△52	81	3	△89
当期純利益又は当期純 損失△（百万円）	125	△11	△85	46	△4	△61
1 株当たり純資産（円）	433.93	465.40	383.70	—	—	—
1 株当たり当期純利益又 は損失△（円）	104.02	△7.78	△56.62	—	—	—
1 株当たり配当金（円）	—	—	0.00	—	—	—

※ 百万円未満を切り捨て

5. 本株式交換後の状況

項目	株式交換完全親会社
(1) 商号	ジャパン M&A ソリューション株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 8 号
(3) 代表者	代表取締役社長 三橋 透
(4) 事業内容	M&A アドバイザリー事業、M&A 仲介事業、コンサルティング事業等
(5) 資本金	現時点では確定していません。
(6) 決算期	10 月 31 日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

※本株式交換に伴い、当社の株主構成については、Hongo holdings 株式会社が当社の主要株主であ

る筆頭株主及びその他の関係会社となり、株式会社 SBI 証券が当社の主要株主となる予定です。また、現在の主要株主である筆頭株主の三橋透は、引き続き主要株主に該当するものの、筆頭株主には該当しないこととなる見込みです。なお、本株式交換に伴う当社の役員構成の変更は予定しておりません。

なお、本株式交換の効力発生日である 2026 年 12 月 4 日時点において、当社の所在地及び商号に変更はありません。商号については、2027 年 1 月 28 日開催予定の定時株主総会において「JMA 辻・本郷株式会社」への変更を付議する予定です。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、当社を取得企業とする会計処理を予定しております。なお、本株式交換により発生するのれん等の金額及び会計処理の詳細は、現時点では確定しておりませんので、確定次第速やかにお知らせいたします。

7. 今後の見通し

本株式交換の効力発生日は 2026 年 12 月 4 日を予定しているため、STH は 2027 年 10 月期より当社の連結子会社となる予定です。本株式交換が 2026 年 10 月期の当社業績に与える影響については、本件に係る取得関連費用等を含め現在精査中です。また、2027 年 10 月期以降の連結業績への影響については、のれんの計上予定額が 15 億円超となる見込みであり、現在精査中です。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

8. 本株式交換に伴う主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動（予定）

(1) 異動が生じる経緯

本株式交換により、STH の株主に当社普通株式を割り当て交付する結果、Hongo holdings 株式会社は新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる見込みです。また、株式会社 SBI 証券は新たに当社の主要株主となる見込みです。また、現在の主要株主である筆頭株主である三橋透は、引き続き主要株主に該当するものの、筆頭株主には該当しないこととなる見込みです。

(2) 異動する主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の概要

① Hongo holdings 株式会社

項目	内容
名称	Hongo holdings 株式会社
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービル 31F
代表者	代表取締役 本郷 孔洋
事業内容	持株会社
資本金	41 百万円 (2025 年 11 月 30 日現在)

②株式会社 SBI 証券

項目	内容
名称	株式会社 SBI 証券
所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者	代表取締役社長 高村 正人
事業内容	金融商品取引業（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）
資本金	69,323 百万円 (2026 年 7 月 24 日現在)

③ 三橋 透

項目	内容
氏名	三橋 透
住所	東京都新宿区
当社との関係	当社代表取締役社長

(3) 異動前後における属性、所有議決権数及び総株主の議決権数に対する割合

① Hongo holdings 株式会社

	属性	所有議決権数	総株主の議決権数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	0 個	0.00%	—
異動後	主要株主である筆頭株主及 びその他の関係会社	7,491 個	28.99% (予定)	第 1 位 (予定)

② 三橋 透

	属性	所有議決権数	総株主の議決権数に 対する割合	大株主順位
異動前	主要株主である筆頭株主	5,600 個	37.94%	第 1 位
異動後	主要株主	5,600 個	21.67% (予定)	第 2 位 (予定)

③ 株式会社 SBI 証券

	属性	所有議決権数	総株主の議決権数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	0 個	0.00%	—
異動後	主要株主	3,326 個	12.87% (予定)	第 3 位 (予定)

※ 異動後の所有議決権数及び議決権割合は、2026 年 4 月 30 日現在の当社の総株主の議決権数 14,759 個を基礎とし、本株式交換により交付予定の株式に係る議決権数を加算して算出した予定値です。効力発生日までの当社の総議決権数の変動等により、実際の数値が変動する可能性があります。

※ Hongo holdings 株式会社への交付予定株式数は、本株式交換比率 452.63 株に基づく端数処理前の理論割当数で 749,102.65 株、株式会社 SBI 証券への交付予定株式数は同 332,683.05 株です。上記議決権数及び割合は、これらの理論割当数を 100 株につき 1 個として算出した予定値です。

(4) 異動予定年月日

2026 年 12 月 4 日 (予定)

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

有。本株式交換の効力発生に伴い、Hongo holdings 株式会社は当社のその他の関係会社となり、新たに開示対象となる非上場の親会社等に該当する予定です。

(6) 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績への影響は、上記「7. 今後の見通し」に記載のとおりです。

9. 特定子会社の異動（予定）

(1) 異動の理由

本株式交換の効力発生により、当社は STH の発行済普通株式の全部を取得し、STH は当社の完全子会社となる予定です。また、STH の資本金の額は 50 百万円であり、当社の資本金 263 百万円の 100 分の 10 以上に相当するため、STH は当社の特定子会社に該当することとなる予定です。

(2) 異動する特定子会社の概要

STH の概要については、上記「4. 本株式交換の当事会社の概要」に記載のとおりです。

(3) 異動の方法

本株式交換によるものです。

(4) 異動前後の所有株式数及び所有割合

	異動前	異動後（予定）
所有株式数	0 株	2,450 株
所有割合	0.0%	100.0%

(5) 異動の日程

2026 年 10 月 5 日 本株式交換契約締結に係る取締役会決議及び本株式交換契約締結

2026 年 12 月 2 日（予定）臨時株主総会開催

2026 年 12 月 4 日（予定）本株式交換の効力発生及び特定子会社の異動

(6) 今後の見通し

本異動による当社の業績への影響については、上記「7. 今後の見通し」に記載のとおりです。

以上